

個人情報保護法の改正に伴う北九州市の個人情報保護制度における対応及び市民意見募集について

令和3年5月に個人情報保護法が改正され、令和5月4月から同法が地方公共団体に直接適用されることとなる。これに伴い、本市では「(仮称)北九州市個人情報保護法施行条例」の制定を予定している。

そのため、本市の個人情報保護制度における対応(素案)について、令和4年10月に北九州市個人情報保護審査会に諮問し、ご審議いただいているところ、この度、同審査会において「中間取りまとめ」が行われたため、今後の条例制定に向けて広く市民から意見を募集するもの。

1 北九州市の個人情報保護制度における対応(素案)

別紙のとおり

2 市民意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和4年11月18日(金)～令和4年12月16日(金)

(2) 意見提出方法

Eメール(市ホームページから)、郵便、FAX いずれの方法でも提出可(様式自由)

(3) 閲覧・配布場所

文書館、広報室広聴課、各区役所総務企画課、各出張所、市ホームページ

3 今後のスケジュール(予定)

令和5年1月以降 北九州市個人情報保護審査会からの答申
総務財政委員会へ市民意見募集結果及び答申内容の報告
市議会へ条例議案の提出

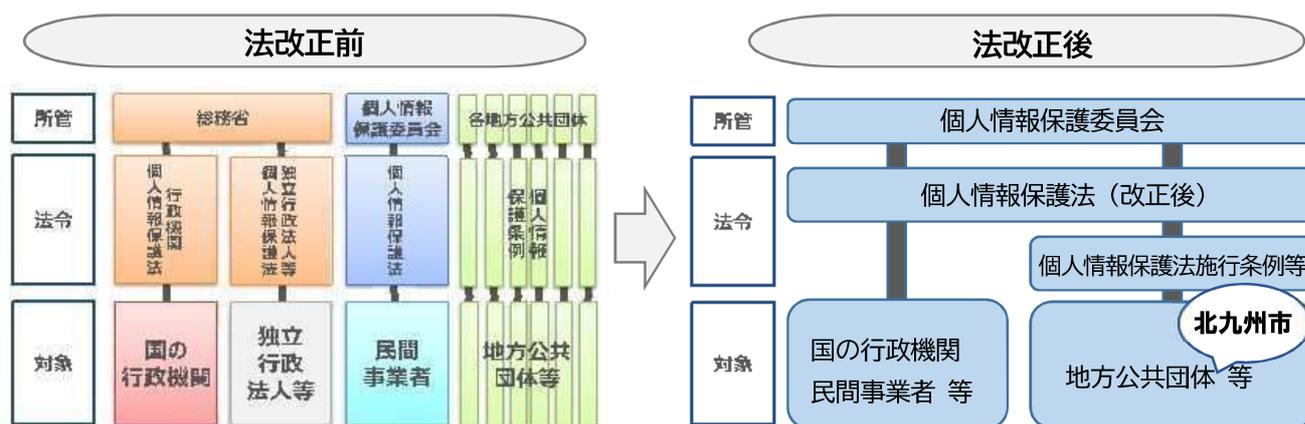
令和5年4月1日 条例施行

北九州市の個人情報保護制度における対応(素案)【概要】

1 施行条例制定の趣旨

- (1) デジタル社会が進展する中、官民で利用されている個人情報について、「個人情報の保護」と「データの利活用」の両立を図りつつ、新たな産業の創出や、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現を目指すため、令和3年5月に個人情報保護法が改正されました。
- (2) 改正法は、令和5年4月から地方公共団体に直接適用され、個人情報の定義、個人情報の取扱い、開示請求等の個人情報保護制度について、国、地方自治体、民間事業者等に全国共通のルールが規定され、解釈も国の個人情報保護委員会に一元化されることになりました。
- (3) これに伴い本市では、現行の「北九州市個人情報保護条例」を廃止し、新たに、改正法を施行するために必要な細則や法律により委任された事項を定める「(仮称)北九州市個人情報保護法施行条例」の制定を予定しています。

施行条例では、改正法が条例で規定するように求めている手数料の規定や、改正法が許容する範囲で現行条例における個人情報の取扱いと同等の規定を定めることとします。



2 施行条例の主なポイント

(1) 「市議会」の取扱い

市議会は、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとの考え方に基づき、改正法の適用を受けないこととされているため、独自に新たな「(仮称)北九州市議会個人情報保護条例」を制定します。

(2) 委任事項及び任意事項

① 委任事項

ア 開示請求等及び「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約」に係る手数料

② 任意事項

ア 開示請求、訂正請求及び利用停止請求における決定期限

イ 第三者機関（北九州市個人情報保護審査会）への諮問

現行条例で規定している諮問事項のうち、個別の個人情報の取扱いに関する事項は諮問事項から除かれますが、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、引き続き「北九州市個人情報保護審査会」に諮問することができることとします。

(3) 行政機関等匿名加工情報制度の創設

行政機関や地方公共団体等が公表した個人情報ファイル簿に対し、民間企業から提案があった場合、適合性を審査した上で契約し、匿名加工情報を提供するもので、都道府県及び政令指定都市に導入が義務付けられた制度。

① 「行政機関等匿名加工情報」とは

行政機関が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工し、かつ、復元できないようにした情報（≠個人情報：第三者への提供について本人の同意は不要）

② 行政機関等匿名加工情報の作成方法に関する基準（個人情報保護法施行規則第62条）

ア 特定の個人を識別することができる記述（氏名、生年月日等）の全部又は一部を削除

例) I D、12345、小倉 太郎、男、119歳 → I D 12345、~~小倉 太郎~~、男、119歳

イ 個人識別符号（基礎年金番号、介護保険証に記載された番号等）の全部を削除

例) I D、12345、小倉 太郎、男 119歳 → I D ~~12345~~、~~小倉 太郎~~、男、119歳

ウ 個人情報と他の情報とを連結する符号（管理用ID等）の削除

例) I D、12345、小倉 太郎、男 119歳 → ~~I D~~ ~~12345~~、~~小倉 太郎~~、男、119歳

エ 特異な記述等（家族構成等）を削除

例) I D、12345、小倉 太郎、男 119歳 → ~~I D~~ ~~12345~~、~~小倉 太郎~~、男、~~119歳~~

③ 提案募集の具体的な流れ



④ 提供に際しての主な審査基準

ア 提案事業者が提案する加工の方法が、特定の個人を識別できず、また保有個人情報を復元できないように②の基準に適合すること

イ 提案事業者の提案する事業の目的及び内容が、新たな産業の創出や、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資するものであること

例) 健康や福祉関連等の情報を活用した新たなビジネスの創出

医療機関が保有する医療情報を活用した病気の予防や新薬の開発

ウ 作成された行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに安全管理の措置（提案事業者が講ずる行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止、適切な管理のための措置）が、本人の権利利益を保護するために適切なものであること

北九州市個人情報保護法施行条例に定める予定の主な規定

| 項目 | 改正個人情報保護法 | 北九州市個人情報保護法施行条例（案） | 審査会の主な意見及び中間取りまとめ | 【参考】現行個人情報保護条例 | |
|------------------|--|--|--|--|--------------------|
| 定義 | 個人情報 | 生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は個人識別符号が含まれるもの | (改正個人情報保護法が直接適用) | — | 改正個人情報保護法に同じ |
| | 要配慮個人情報 | 本人の人種、信条等本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報。 地域の特性等に応じて特に配慮を要する個人情報を「条例要配慮個人情報」として追加可能 【任意事項】 | 条例要配慮個人情報（地域の特性、その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報）は設けない | <p><主な意見></p> <p>○要配慮個人情報について、市が条例に規定する場合には配慮する必要があるが、条例には規定しないという整理でよろしいか。</p> <p><中間取りまとめ></p> <p>○現行条例及び改正個人情報保護法における要配慮個人情報の規定は同一であるため、改正個人情報保護法に規定する要配慮個人情報に追加して、条例要配慮個人情報を条例に規定することは特に必要ないと思われる。改正個人情報保護法での取扱いにおいても、これまでどおり、現行条例と同一水準での保護を行うことが望ましい。</p> | 改正個人情報保護法に同じ |
| | 個人情報ファイル | 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために体系的に構成したもの | (改正個人情報保護法が直接適用) | — | 改正個人情報保護法に同じ |
| | 特定個人情報 | (マイナンバー法で定義（個人番号をその内容に含む個人情報）を規定し、適用) | (マイナンバー法の規定が適用) | — | マイナンバーをその内容に含む個人情報 |
| | 行政機関等匿名加工情報 | 行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ復元することができないようにした情報 | (改正個人情報保護法が直接適用) | — | (制度なし) |
| 利用目的の明示 適正な取得 | 個人情報の取得は、原則として利用目的を明示しなければならず、偽りその他不正の手段による取得の禁止 | (改正個人情報保護法が直接適用) | — | 個人情報の取得は、利用目的の明示、適法かつ公正な手段による本人からの取得が原則（要配慮個人情報の取得制限あり） | |
| 安全管理措置 | 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要 | (改正個人情報保護法が直接適用) | — | 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる必要 | |
| 従事者の義務 | 業務に関して知り得た個人情報の内容について、漏えい又は不当な目的利用禁止 | (改正個人情報保護法が直接適用) | — | 業務に関して知り得た個人情報の内容について、漏えい又は不当な目的利用禁止 | |
| 不適正な利用の禁止 | 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための個人情報の利用不可 | (改正個人情報保護法が直接適用) | — | 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための個人情報の利用不可 | |
| 利用及び提供の制限 | (例外) 本人同意があるとき、行政機関の他の業務に必要があるとき、本人の利益になるときなど | (改正個人情報保護法が直接適用) | — | (例外) 本人同意があるとき、行政機関の他の業務に必要があるとき、本人の利益になるとき、オンライン結合の原則禁止等 | |

| 項目 | 改正個人情報保護法 | 北九州市個人情報保護法施行条例（案） | 審査会の主な意見及び中間取りまとめ | 【参考】現行個人情報保護条例 | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|--|---|--------|-------|-------|----------|-------|-------|--|--|--|
| 個人情報ファイルの作成及び公表 | 保有個人情報ファイルについて、名称等法定の事項を記載した帳簿を作成・公表(本人の数が1,000人未満のものは除外)。 改正個人情報保護法が義務付ける個人情報ファイル簿とは別に、個人情報の保有状況を記載した帳簿の作成を条例で規定することが可能 【任意事項】 | 保有個人情報ファイルについて、名称等法定の事項を記載した帳簿を作成・公表(本人の数が1,000人未満のものも対象) | <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公表とはどのような形で行うのか。 ○1,000人未満の個人情報ファイルについて、今後、作成・公表するのか。 ○現行条例において1,000人未満の個人情報ファイルについても帳簿を作成・公表することとした立法趣旨は何か。 <p><中間取りまとめ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の適正な管理及び本人の権利利益の保護の観点から、これまでどおり、現行と同様の取扱いを行うこととし、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、帳簿を作成し、公表することが望ましい。 | 保有個人情報ファイルについて、名称等の事項を記載した帳簿を作成・公表 (本人の数が1,000人未満のものも対象) | | | | | | | | | |
| 請求権者 | 請求権者は本人のみ (法定代理人及び委任代理人を含む) | (改正個人情報保護法が直接適用) | — | 請求権者は本人のみ(法定代理人及び任意後見人を含む) | | | | | | | | | |
| 開示・訂正・利用停止請求 | 不開示情報の範囲 | <p>情報公開条例との整合性を図るため、開示・不開示情報を追加</p> <p>○公務員の氏名について、当該公務員個人の権利利益を害するおそれがある場合を除き開示とする規定を追加する。</p> <p>○改正個人情報保護法には規定のない、個人からの任意提供情報については改正個人情報保護法第78条第1項第2号の「第三者に関する情報」の規定を適用し、法令秘情報については改正個人情報保護法第78条第1項各号の該当性を判断することにより、ともに不開示情報として適切な取扱いが可能であることから、別途規定は設けない。</p> | <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公務員の氏名の開示・不開示に関して、その根拠を改正個人情報保護法と条例のいずれに求めるかによって判断が異なることになるが、それは問題ないか。 ○法人又は個人からの任意提供情報とは、どのような情報なのか。 ○実施機関の要請を受けない任意提供情報とはどういったものか。 <p><中間取りまとめ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公務員の氏名について、開示請求(情報公開及び個人情報)における取扱いを同様とする必要があることから、改正個人情報保護法第78条第2項に基づき「公務員の氏名」については開示情報とし、一方で「公務員個人の権利利益を害するおそれがある場合」には不開示とする規定を追加することが望ましい。 ○法人又は個人からの任意提供情報について、法人の場合は、改正個人情報保護法第78条第1項第3号口により不開示情報とすることになる。個人の場合は、これに相当する規定はないが、改正個人情報保護法第78条第1項第2号の「第三者に関する情報」に含むことが可能であり、これまでどおり不開示情報として取り扱うことができることから、不開示情報として別途規定する必要はないと思われる。 ○法令秘情報については、改正個人情報保護法第78条第2項に基づき条例で規定することが許容されていないが、開示を禁じる他の法令の規定の趣旨等を踏まえ、改正個人情報保護法第78条第1項各号の該当性について実質的に判断する必要がある。 | 公務員の氏名は開示、個人からの任意提供情報、法令秘情報について不開示情報と規定 | | | | | | | | | |
| 決定期限 | <p>改正個人情報保護法で規定する開示決定等の期限の範囲内において条例で規定することが可能 【任意事項】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正法</th> <th>現行条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開示決定期限</td> <td>30日以内</td> <td>15日以内</td> </tr> <tr> <td>開示延長決定期限</td> <td>30日以内</td> <td>45日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現行条例では起算日は開示請求日</p> | | 改正法 | 現行条例 | 開示決定期限 | 30日以内 | 15日以内 | 開示延長決定期限 | 30日以内 | 45日以内 | <p>請求日を1日目として15日以内 (訂正・利用停止請求については30日)</p> | <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○開示決定期限が7日の自治体もあると聞いているが、15日より短縮できないのか。 ○開示決定期限について、国は30日以内、本市は15日以内とのことだが、15日では短いという場合もあるのではないのか。 <p><中間取りまとめ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○開示請求者の利便性等を考慮し、開示請求に係る決定期限については、現行条例に規定する期限を維持することが望ましい。そのため、開示請求に係る決定期限を15日以内とし、延長決定期限については改正個人情報保護法の規定どおり30日以内とし、訂正請求及び利用停止請求に係る決定期限は現行条例及び改正個人情報保護法と同様に30日以内とすることが望ましい。 | 請求日を1日目として15日以内 (訂正・利用停止請求については30日) |
| | 改正法 | 現行条例 | | | | | | | | | | | |
| 開示決定期限 | 30日以内 | 15日以内 | | | | | | | | | | | |
| 開示延長決定期限 | 30日以内 | 45日以内 | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 改正個人情報保護法 | 北九州市個人情報保護法施行条例（案） | 審査会の主な意見及び中間取りまとめ | 【参考】現行個人情報保護条例 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|---|------------------------------|----------------------------|-------------------|---|-------|---|---|-----|---|---|-----------------|--|-----------------|
| 開示請求における手数料 | <p>手数料として実費の範囲内において条例で定める額（無料とすることも可能）【委任事項】 手数料とは別に、写しの交付に要する費用等を徴収することも可能。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正法</th> <th>現行条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料 （事務処理に係る 費用の範囲内）</td> <td>○ （条例委任 事項）</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>写しの費用</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>郵送料</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> | | 改正法 | 現行条例 | 手数料 （事務処理に係る 費用の範囲内） | ○ （条例委任 事項） | × | 写しの費用 | — | ○ | 郵送料 | ○ | ○ | 手数料は無料、実費相当額を負担 | <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○手数料とは別に実費相当額（コピー代や CD-R 代等）の徴収が可能となる場合とは、どうかか。 ○実費相当額の費用負担について、現在の減免（生活保護の受給等）以外の規定を設けることは検討しているか。 ○実費相当額について、請求者が CD-R や USB といった媒体を自ら用意すれば費用は不要なのか。 <p><中間取りまとめ></p> <p>○改正個人情報保護法は手数料を無料とし、これとは別に実費相当額を徴収することを可能としている。開示請求に係る事務は、現行条例にもあることから施行後も引き続き、これまでどおり、手数料の徴収は行わず、実費の範囲内で写しの交付に要する費用を徴収することが望ましい。</p> | 手数料は無料、実費相当額を負担 |
| | 改正法 | 現行条例 | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料 （事務処理に係る 費用の範囲内） | ○ （条例委任 事項） | × | | | | | | | | | | | | | | |
| 写しの費用 | — | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 郵送料 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査会への諮問 | <p>行政不服審査法に基づく機関への諮問を規定。 位置づけを変えることで、現在の個人情報保護審査会への諮問が可能【任意事項】</p> | 行政不服審査法に基づく機関として設置する個人情報保護審査会に諮問 | <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○法改正後の個人情報保護審査会の役割はどうなるのか。審査会への諮問について変化はあるのか。 <p><中間取りまとめ></p> <p>○現行の個人情報保護審査会を行政不服審査法第 81 条の機関として位置づけ、引き続き開示決定等に係る審査請求について同審査会に諮問することが望ましい。また、これまでどおり、議会からの審査請求に係る諮問に応じ、同審査会が審査請求についての調査審議を行うことができるようにすることが望ましい。</p> | 個人情報保護条例（現行）に基づく個人情報保護審査会に諮問 | | | | | | | | | | | | |
| 個人情報の取扱い | <p>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合を条例で定めることで、審査会への諮問が可能【任意事項】</p> | 個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な場合（条例の改正・廃止等）に諮問 | <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○法改正後の個人情報保護審査会の役割はどうなるのか。審査会への諮問、その他の事務について役割的な縮小、変化はあるのか。 <p><中間取りまとめ></p> <p>○審査会への諮問事項について、改正個人情報保護法では条例で定めることとされており、国が示す例及び本市の実情等を踏まえ条例で規定する必要がある。議会からの諮問に対しても応じる必要がある。前記の点を踏まえた上で、審査会への諮問事項について、条例で規定することが望ましい。</p> | 個人情報保護制度の運営に関する重要な事項を諮問 | | | | | | | | | | | | |
| 行政機関等匿名加工情報 | <p>民間事業者から提案があったとき審査の上、契約、加工後に提供</p> | （改正個人情報保護法が直接適用） （都道府県・政令指定都市に義務付け） | — | （制度なし） | | | | | | | | | | | | |
| 利用に関する契約に係る手数料 | <p>政令で定める額（下記）を標準として、条例で定める額【委任事項】 ・実費相当額 （手数料）21,000 円 +3,950 円/時+委託料</p> | <p>実費相当額 （手数料）21,000 円 +3,950 円/時+委託料</p> | <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加工は誰が行うのか。ビッグデータを加工して渡すのか。委託の場合は、各業務システムの業者に委託するのか。委託をどう管理するのか。 <p><中間取りまとめ></p> <p>○改正個人情報保護法は新たな事務として、政令で定める額を標準とし、契約に関する手数料を条例で定めることとしている。政令で定める額と異なる額とする必要性は特に見受けられないため、政令で定める額と同額の手数料とすることが望ましい。</p> | （制度なし） | | | | | | | | | | | | |